

## 第4章 今後の不登校対策

### 1 改定の考え方

本方針の改定に当たり、不登校児童生徒への支援に対する国の考え方や児童生徒を取り巻く環境の変化などに対応するとともに、不登校実態調査の結果を踏まえた不登校対策とします。

#### (1) 理念

<b>平成31年4月版</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・一人ひとりの状態に寄り添う</li><li>・一人ひとりの自立を助ける</li><li>・一人ひとりを人や社会につなげる</li></ul>
<b>国の考え方 ( 国 )、環境の変化 ( 環 )、実態調査の結果 ( 調 )</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律で示す基本理念 ( 国 ) 「個々の状況に応じた必要な支援を講ずる」、「社会において自立的に生きる基礎を培う」</li><li>・不登校の要因や継続している理由等が一人ひとり異なる。( 調 )</li></ul>
<b>改定の考え方</b>
国の基本理念等と平成31年4月版の理念は合致しているため、理念を継続します。

#### (2) 柱1 未然防止

<b>平成31年4月版</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・人間関係形成力向上授業プログラムの実践</li><li>・研修による教職員の資質・能力向上</li><li>・不安や悩みを早期に発見する仕組みや校内の情報共有を図る校内委員会を充実</li><li>・地域未来塾を活用した基礎学力の定着の取組推進</li><li>・「早寝、早起き、朝ごはん」など基本的な生活習慣の定着</li></ul>
<b>【主な取組】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・幼保小中の円滑な接続の実施</li><li>・教員等による状況把握の実施</li><li>・児童生徒へのアンケート調査実施</li><li>・校内委員会による支援体制の整備</li><li>・教職員対象研修の実施</li><li>・校内教育相談等支援事業の実施</li></ul>
<b>国の考え方 ( 国 )、環境の変化 ( 環 )、実態調査の結果 ( 調 )</b>
<b>①学校の体制</b> <p>79.6%の学校が、不登校児童生徒の支援を目的とした会議を定期的開催。83.8%の教員が、不登校児童生徒の対応経験を有する。( 調 )</p> <p>小学校の73.8%、中学校の63.6%で不登校児童生徒の対応に係る校内研修を実施。実施していない学校は「時間の確保が困難」が主な理由 ( 調 )</p> <p>児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要である。( 国 )</p>
<b>②不登校のきっかけ</b> <p>本人・保護者の87.3%が、学校やクラスの雰囲気、いじめ・嫌がらせ、先生のことなど、学校生活のことを選択 ( 調 )</p>
<b>③児童生徒の生活習慣</b> <p>コロナ禍による生活環境の変化が影響して、生活リズムが乱れやすい状況にあった。( 環 )</p>

## 改定の考え方

不登校児童生徒だけでなく、すべての児童生徒が安心して学び、生活することができる学校づくりが必要であるため、「未然防止」から「安心できる学校づくり」に名称を変更します。

### 【必要な取組】

- ①教職員の資質向上・スキルアップに向けた研修の充実
- ②学校やクラスの雰囲気やいじめなど、不登校のきっかけを生まない教育活動の充実
- ③望ましい生活習慣を定着させる取組の充実

## (3) 柱2 初期対応

### 平成31年4月版

- ・心のふれあい相談員の充実と強化、アセスメントによる役割分担および登校支援の充実
- ・スクールソーシャルワーカーの学校担当制による校内支援の早期実施
- ・学校と教育委員会の情報共有に児童生徒支援シートを活用

### 【主な取組】

- ・教育相談事業の実施
- ・スクールカウンセラーの配置
- ・心のふれあい相談員の配置
- ・スクールソーシャルワーク事業の実施
- ・ネリマフレンド事業の実施
- ・保健室や相談室等を活用した校内居場所づくり

### 国の考え方( 国 )、環境の変化( 環 )、実態調査の結果( 調 )

#### ①教育相談事業

利用した生徒の86.5%が「(どちらかといえば)よかった」と評価(調)  
人と人の距離が広がる中、不安や悩みを相談できない子どもがいる可能性がある。(環)

#### ②児童生徒を取り巻く支援者

スクールカウンセラー・心のふれあい相談員を利用した生徒の74.7%、スクールソーシャルワーカーを利用した生徒の77.8%が「(どちらかといえば)よかった」と評価(調)  
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力が重要である。(国)

#### ③別室登校(校内居場所づくり)

利用した生徒の67.7%が「(どちらかといえば)よかった」と評価(調)  
保健室、相談室等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要である。(国)

#### ④学校での対応における課題

教員の77.9%は、不登校児童生徒に対応する「時間の確保」が課題と捉えている。(調)

## 改定の考え方

初期だけでなく、日ごろから心の不安や生活リズムの乱れを確実に見逃さず、素早く対応することが必要であるため、「初期対応」から「早期支援の実施」に名称を変更します。

### 【必要な取組】

- ①児童生徒の不安や悩みを早期に発見する体制の強化
- ②児童生徒の変化に素早く気づき、支援につなげることができる体制の強化
- ③学校内における個別支援の充実

#### (4) 柱3 再登校支援、柱4 社会につながる支援

平成31年4月版	
<p>【柱3 再登校支援】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・適応指導教室を拡充</li><li>・ICT等を活用した自主学習の取り組みを推進</li><li>・フリースクール等と学校、教育委員会の連携を図る</li></ul>	<p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・適応指導教室事業の実施</li><li>・居場所支援事業の実施</li><li>・保護者対象の講演会実施</li><li>・フリースクール連携会議の実施</li></ul>
<p>【柱4 社会につながる支援】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童生徒支援シートを活用し、関係者会議で現状確認や方針、支援を実施</li><li>・スクールソーシャルワーカーについて派遣依頼型に加え、学校訪問型を実施</li></ul>	<p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・スクールソーシャルワーク事業の実施【再掲】</li></ul>
<b>国の考え方(国)、環境の変化(環)、実態調査の結果(調)</b>	
<p>①<b>児童生徒の不安</b> 学習面で不安を抱えていた生徒が69.2%であり、手助けを必要としていたものの上位が進学、学習面であった。(調) 一人ひとりの状況に応じて、多様な教育機会を確保する必要がある。(国)</p> <p>②<b>適応指導教室事業</b> 61.5%の生徒が利用し、勉強や相談等ができたと評価。利用しなかった生徒の42.4%が、「本人が行きたがらなかった」と回答(調)</p> <p>③<b>ICT 機器を使った学習</b> 「自分のペースでできる」、「繰り返しできる」、「人目を気にしなくてよい」などの評価(調) 令和3年2月に全児童生徒にタブレットPC 配備が完了(環)</p> <p>④<b>居場所支援事業</b> 利用した生徒の80%が「(どちらかといえば)よかった」と評価(調)</p> <p>⑤<b>中学卒業後</b> 進学先は定時制と通信制高校が主流。進学後に生活改善した生徒が78.8%。卒業後にも相談や手助けを必要としていた生徒が46.2%(調)</p> <p>⑥<b>保護者</b> 子どもの進学や勉強の不安などの悩みを抱えている。(調)</p> <p>⑦<b>フリースクール</b> 学校現場とにより積極的な情報共有・情報交換を望む声が多い。(調)</p> <p>⑧<b>不登校特例校</b> 国が早期に300校の不登校特例校設置を目指す。(国)</p>	

## 改定の考え方

学校は社会的自立に必要な要素を持つ一方で、学校復帰ありきの支援だけでは、すべてがよい結果につながるとは限りません。

一人ひとりの状況に合わせ、「再登校に向けた支援」と「社会につながる支援」を複合的に講じることが必要です。

こうしたことから、「柱3 再登校支援」と「柱4 社会につながる支援」を合わせるとともに、名称を「多様な支援の実施」に変更します。

### 【必要な取組】

- ① 適応指導教室事業の継続的・安定的な運営
- ② 適応指導教室への通室や、自宅からの外出が困難な児童生徒等への学びの機会を保障
- ③ 児童生徒が学校や家庭以外で安心して過ごすことができる身近な場所の提供
- ④ 中学校卒業後の進路に向けた支援の充実
- ⑤ 高校生年代に対する支援の充実
- ⑥ 保護者の不安に寄り添った相談・支援体制の充実
- ⑦ 民間団体（NPO やフリースクール）との連携
- ⑧ 不登校特例校の研究

## 2 不登校対策の理念

不登校児童生徒への支援の目標は、児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けた支援を行うことです。

また、児童生徒によって不登校に至った要因や不登校が継続している理由、不登校後の状況等が異なるため、一人ひとりの状況に応じた支援が求められます。

こうしたことから、練馬区教育委員会は不登校対策の理念を下記のとおり位置付けます。

本理念を不登校児童生徒に関わる支援者が十分に理解した上で、児童生徒一人ひとりに寄り添い、将来的な社会的自立に向けて必要な支援を行うことが大切です。

# 一人ひとりの状態に寄り添う 一人ひとりの自立を助ける 一人ひとりを人や社会につなげる

### (1) 一人ひとりの状態に寄り添う

不登校児童生徒に関わる支援者は、不登校への理解を深めるとともに、不登校児童生徒に対する的確なアセスメントおよび支援計画等に基づき、現在の状態に寄り添いながら支援を講じていくことが大切です。

### (2) 一人ひとりの自立を助ける

すべての不登校児童生徒に対して、学校復帰ありきの支援を講じても、すべてがよい結果につながるとは限りません。

不登校児童生徒の将来的な社会的自立を見据えて、今、何が必要かを本人、保護者と共有しながら支援を講じていくことが大切です。

### (3) 一人ひとりを人や社会につなげる

不登校であるという状態を当事者がどのように捉えているかは、一人ひとり異なります。

登校したい思いはあるが登校できないことを負い目を感じている児童生徒がいる一方、今は誰とも会いたくないから登校しない児童生徒もいます。

しかし、どのような状態でも、誰ともつながっていない状況をつくってしまえば、不登校児童生徒が孤独感に陥り、社会に出ようとしたときに人との関係の築き方が分からず、悩みをさらに増大させる状況を作ることになります。

不登校児童生徒が義務教育期間を過ぎた後も、社会の中で生きていくことを踏まえ、人や社会とつながっているという思いをもたせることができるよう、支援を行うことが大切です。

### 3 不登校対策の方向性

練馬区教育委員会は、児童生徒一人ひとりの将来的な社会的自立に向けて、これまでの取組を着実に実施するとともに、社会状況の変化や不登校実態調査の結果等を踏まえ、以下の3つの方向性から取組を推進します。

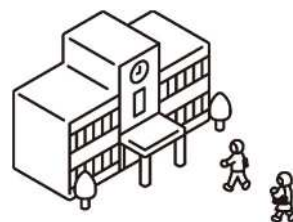
#### 方向性 1

#### 安心できる学校づくり

学校には、児童生徒一人ひとりが活躍できる機会や、集団生活の中で人との関わり合いを学ぶ機会など、社会的に自立する上で必要な要素があります。

不登校を未然に防ぐには、すべての児童生徒が安心して学び、生活することができる学校づくりが必要です。

不登校支援に関する教職員の研修や、児童生徒が充実感・安心感を持てる教育活動の充実等に取り組みます。



#### 方向性 2

#### 早期支援の実施

不登校の長期化を防ぐには、学校を中心とした支援者が一丸となって、心の不安や生活リズムの乱れを確実に見逃さず、素早く支援につなげることが必要です。

児童生徒の不安や悩みを早期発見する体制の強化や、児童生徒を取り巻く支援体制の充実等に取り組みます。



#### 方向性 3

#### 多様な支援の実施

児童生徒の将来的な社会的自立を目指すには、様々な事情により学校復帰できない児童生徒を含め、誰一人取り残すことなく、一人ひとりの状況に応じた支援を実施することが必要です。

適応指導教室事業の充実や ICT を活用した学習支援の検討、多様な居場所づくりの検討等に取り組みます。



児童生徒一人ひとりの将来的な社会的自立へ



## 4 今後の取組

### 方向性 1

### 安心できる学校づくり

#### (1) 教職員の資質向上・スキルアップに向けた研修の充実

児童生徒への対応や学校での支援方法、学校で実施するアセスメントなど不登校支援に関する研修内容や実施方法を充実し、教職員一人ひとりの資質向上やスキルアップを図ります。

#### (2) 充実感・安心感を持てる教育活動の充実

児童生徒同士の関わりや互いの良さを認め合う活動を通じて、児童生徒同士による信頼関係を築き、学級に所属意識を持ち、安心できる環境構築の充実に取り組みます。

児童生徒が安心して身近な大人に援助要求ができるよう、各学校におけるSOSの出し方に関する教育内容の充実に取り組みます。

児童生徒の興味や意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援し、分かる喜びや学ぶ意義を実感できる授業内容の充実に取り組みます。

#### (3) 望ましい生活習慣を定着させる取組の充実

基礎的な生活習慣を身に付ける教育活動に加え、生活リズムを崩すきっかけのひとつでもあるスマートフォンやタブレット等の使用時間を児童生徒自身が調整できるように、SNSやアプリ等に関する教育内容の充実に取り組みます。

### 方向性 2

### 早期支援の実施

#### (1) 児童生徒の不安や悩みを早期に発見する体制の強化

きめ細かい教育相談を実施するため、相談員の増員や相談方法の多様化など、今後の教育相談室のあり方について検討します。

児童生徒用タブレット端末等を活用し、児童生徒が直接不安や悩みを学校以外の機関に相談できる体制を強化します。

#### (2) 児童生徒を取り巻く支援体制の強化

学校内外において、児童生徒が気軽に相談できる教員以外の存在である、心のふれあい相談員やネリマフレンドなど支援者の積極的な活用を図ります。

児童生徒一人ひとりに寄り添い、専門的な見地からの支援を充実させるため、スクールソーシャルワーカーの増員や体制強化について検討します。

#### (3) 学校内における個別支援の充実

自分の学級に入りづらい児童生徒が、学校内の落ち着いた空間で学習や生活できるよう、保健室や相談室、空き教室等を活用した個別指導や放課後補習を充実します。

児童生徒一人ひとりの状況に応じた個別支援を実施するため、支援員の配置や支援体制の強化について検討します。

**(1) 適応指導教室事業の充実**

令和3年3月に上石神井に開設した適応指導教室の継続的・安定的な事業運営のため、区立施設跡地に（仮称）学校教育支援センター上石神井北を設置し、令和6年4月に上石神井で実施している適応指導教室事業を移転します。

不登校児童生徒数の増加に伴い、適応指導教室の登録者数も増加傾向にあることから、適応指導教室の設置数や規模拡大の必要性、運営方法について検討します。

**(2) ICTを活用した学習支援の検討**

適応指導教室への通室や自宅から外出することが困難な児童生徒、別室登校している児童生徒の学びの機会を保障するため、ICTを活用した学習支援の方策について検討します。

ICTを活用した学習における指導要録上の出席扱いの考え方について整理します。

**(3) 多様な居場所づくりに向けた検討**

児童生徒が学校や家庭以外の身近な場所で安心して過ごすことができるよう、居場所支援事業のあり方について検討します。

**(4) 中学校卒業後の進路に向けた支援の充実**

中学校卒業後の進路について、不登校生徒や保護者を対象とした情報提供や進路指導等の取組を充実し、一人ひとりの考え方に寄り添い、多様な進路に対応する支援体制を強化します。

**(5) 高校生年代に対する支援の充実**

学校外の支援の選択肢が狭まる傾向にある高校生年代を対象とした学習支援や相談支援等の充実について検討します。

**(6) 保護者が抱える不安に寄り添った支援の充実**

保護者講演会や進路説明会の実施のほか、保護者同士が交流できる場や保護者が気軽に相談ができる場を設けるなど、児童生徒を支える保護者の不安に寄り添った相談・支援体制の充実について検討します。

**(7) 民間団体との連携に向けた検討**

民間団体ならではのノウハウを生かした不登校支援を実施しているNPOやフリースクール等との連携について検討します。

フリースクール等での活動における指導要録上の出席の取り扱いについて整理します。

**(8) 不登校特例校（※）の研究**

不登校特例校について、他自治体の設置事例や支援内容等を研究します。

（※）学校に行きづらい児童生徒のために、普通の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校